

## クック諸島の法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

クック諸島（英語では「Cook Islands」）<sup>2</sup>は、太平洋のポリネシア地域で、赤道の南側、日付変更線の東側に位置し、15の島々からなる立憲君主制国家である。珊瑚礁からなる北クック諸島と、火山島が多い南クック諸島に分けられる。国土の面積は、約236平方キロメートルであり、大阪市より少し大きい。経済水域は約190万平方キロメートルであり、世界20位の広さである。首都は、南クック諸島に属するラロトンガ島のアバルアである。通貨はニュージーランド・ドルである。クック諸島の人口は、約1万7千人である<sup>3</sup>が、海外への移住者が非常に多い（ニュージーランドへの移住者は約6万5千人、オーストラリアへの移住者は約4万人といわれる）<sup>4</sup>。民族構成は、ポリネシア系マオリ人が約88%を占める。宗教はキリスト教が圧倒的に多い（プロテスタント系が約70%、カトリック系が約17%）。公用語は英語とクック諸島マオリ語である<sup>5</sup>。

現在のクック諸島の地域には、5世紀頃からマオリ人が定住していた。1595年、スペイン人探検家であるメンダーニャがヨーロッパ人として初めて到達した。1773年には英国人探検家であるジェームズ・クックが到達した。1888年に英国の保護領となったクック諸島は、1901年に当時英国の植民地であったニュージーランドに移管された。その後、1965年にはニュージーランドと自由連合関係となり、外交と防衛はニュージーランドに委ねる代わりに、内政自治権を得た。1973年のニュージーランドとの共同宣言により主権国家となり、また、2001年のニュージーランドとの共同宣言により主権国家として独自の外交を行うことになった<sup>6</sup>。クック諸島自体は国連に加盟していないが、WHO、FAO、UNESCO

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 国名の「クック」は、1773年に来航した英国人探検家であるジェームズ・クックに由来する。

<sup>3</sup> <https://www.worldometers.info/world-population/cook-islands-population/>

<sup>4</sup> Commonwealth of Australia, 2008, 'MAKING LAND WORK Volume two' pp.156. [https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW\\_VolumeTwo\\_Bookmarked.pdf](https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW_VolumeTwo_Bookmarked.pdf)

<sup>5</sup> 本稿におけるクック諸島の概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023年版』（二宮書店、2023年）460～461頁、②『エピソードで読む 世界の国243』（山川出版社、2021年）244頁等を参照した。

<sup>6</sup> クック諸島が独立国といえるのかという問題については、さまざまな見方がある（例えば、東裕著「クック諸島は独立国か…主として比較憲法の視点から」）。

[https://www.jaipas.or.jp/article/cook\\_01.html](https://www.jaipas.or.jp/article/cook_01.html)

等の国際機関には加盟している。また、クック諸島は、太平洋諸島フォーラム（PIF）加盟国との関係を重視している。クック諸島と外交関係を有する国は、約 50 か国にのぼる。日本は、2011 年にクック諸島を国家承認し、外交関係を有している。

クック諸島の主な産業は、観光業、漁業<sup>7</sup>、農業（コプラ等）、真珠の養殖等である。クック諸島の市民はニュージーランドの市民権をも有しているため、ニュージーランドへの出稼ぎ労働者も多く、海外出稼ぎ労働者からの仕送り送金も多い。また、クック諸島は、後述するように、オフショア会社・オフショア信託の投資先としても知られている。クック諸島から日本への輸出品としては、金目鯛が最も多く、日本からクック諸島への輸出品としては、バス・トラック・乗用車・電気機器・一般機械が多い。クック諸島の貿易収支は慢性的な赤字が続いているが、ニュージーランド及びオーストラリアからの多額の財政援助を受けている。

クック諸島の法制度は、英国法及びニュージーランド法の影響を強く受けている。主な法源としては、①憲法、②制定法、③判例法、④慣習法がある。憲法は、クック諸島の最高法規であって、憲法に反する制定法等は無効とされる。制定法には、「クック諸島議会が制定した法律」、「ニュージーランド議会がクック諸島に適用するために制定した法律のうち、クック諸島議会が認容した法律」、「クック諸島議会議員の特権等を規定した英国の法律」等がある。判例法には、コモンロー及びエクイティがある<sup>8</sup>。

## II 憲法

### 1 総説

クック諸島の憲法は、1964 年にニュージーランド議会により制定され、1965 年 8 月 4 日に施行された。施行後は、ニュージーランド議会がクック諸島の憲法を改正することはできない。クック諸島の憲法を改正できるのはクック諸島議会のみである。クック諸島の憲法は、現在に至るまで、頻繁に改正されている<sup>9</sup>。

クック諸島憲法の体系は、表 1 のとおりである<sup>10</sup>。

表 1：クック諸島憲法の体系（付表を除く）

<sup>7</sup> 外国船にクック諸島近海での漁業権を認めることも、重要な収入源となっている（前掲『エピソードで読む 世界の国 243』244 頁）。

<sup>8</sup> 永田憲史著「ニュージーランド領クック諸島の刑事司法」（『関西大学法学論集 57-2』（関西大学法学会、2007 年）所収）102 頁。

<sup>9</sup>

<https://parliamentci.wpenginepowered.com/wp-content/uploads/2022/07/Constitution-Amendment-No.-29-Act-2021-No.-8.pdf>

<sup>10</sup> クック諸島憲法（英語）の 2022 年版は、下記リンク先に掲載されている。

<https://parliament.gov.ck/wp-content/uploads/2022/07/CONSTITUTION-OF-THE-COOK-ISLANDS-JUNE-2022.pdf>

		第 1 条
第 1 部 クック諸島の政府		第 2 条
	女王の名代	第 3 条～第 7 条
	クック諸島の Arikis (酋長) 院	第 8 条～第 11B 条
第 2 部 クック諸島の行政 府		第 12 条
	内閣	第 13 条～第 21 条
	行政評議会	第 22 条～第 25 条
	印章	第 26 条
第 3 部 クック諸島の議会		第 27 条～第 46 条
第 4 部 司法	クック諸島の高等法院	第 47 条～第 51 条
	判事の指名、在職任期及び給 与	第 52 条～第 55 条
	控訴裁判所	第 56 条～第 61 条
	治安判事	第 62 条
	忠誠の宣誓及び司法宣誓	第 63 条
第 4 A 部 基本的人権及び 自由		第 64 条～第 66 条
第 5 部 クック諸島の歳入		第 67 条～第 71 条
第 6 部 クック諸島の公務		第 72 条～第 76 条
第 6A 部 雑則		第 76A 条～第 76D 条
第 7 部 経過規定		第 77 条～第 86 条

## 2 統治機構

### (1) 行政府

クック諸島の元首は、「ニュージーランド王国」(ニュージーランド、クック諸島、ニウエ、トケラウ等を含む)のニュージーランド国王、即ち、英国国王<sup>11</sup>である。ニュージーランド王国全体を統括する「総督」(Governor-General)とは異なり、クック諸島を統括する「国王名代」(Queen's Representative)が、英国国王の権限を代行する。国王名代は、国王により任命され、任期は 3 年である。国王名代は、国王の代理として、内閣、首相又は閣僚の助言に従って行動する。

クック諸島の行政権は国王に属するが、実際には、国王名代が直接に、又は職員を通じ

<sup>11</sup> 憲法の英語の原文では「Queen」であるが、本稿では「英国国王」又は「国王」という訳語を用いる。

て、権限行使を代行する。

行政府としては、内閣がある。内閣は、首相及び 6 名以上 8 名以下の閣僚により構成される。内閣は、行政府の基本的方向性を決定・統率し、議会に対し連帯責任を負う。

議会が開会中である場合、首相は、議会議員の過半数により選出され、国王名代により任命される。閣僚は、首相による助言に従って、国王名代により任命される。

首相は、議会が内閣不信任の動議を可決した等の場合、国王名代により解任される。但し、当該動議の可決後に首相が国王名代に要請した場合、議会を解散させることができる。

行政評議会 (Executive Council) は、国王名代及び内閣構成員からなる。行政評議会は、内閣の決定を審査するために開催される。行政評議会において国王名代が内閣の決定に同意せず、又は修正を要求した場合、内閣は、その決定を再検討しなければならない。再検討の結果、修正された決定は、新たな閣議決定として機能する。

## (2) 立法府

クック諸島の立法府は、議会 (Parliament) である。クック諸島は、一院制を採用している。議会の議員の定数は、25 名である。議員の任期は、4 年である。

クック諸島の議会は、クック諸島の法律を制定する権限を有するほか、ニュージーランドの法令の効力がクック諸島に及ぶことを宣言する権限をも有する。別段の定めがある場合を除き、ニュージーランド議会のいかなる法律も、クック諸島に効力が及ぶことはない。

議会における討論及び議論は、ラロトンガ島で話されているマオリ語及び英語で行われる。議会に提出される法案は、原則として、ラロトンガ島で話されているマオリ語及び英語により作成されるが、議会の決議があれば、英語のみで作成することができる。議会及び委員会における議事録は、英語により作成されるものとし、議会の議事規則により定められた議事録については、ラロトンガ島で話されているマオリ語によっても作成される。ラロトンガ島で話されているマオリ語及び英語の間に齟齬があるときは、英語版が優先する。

国王名代は、首相が空席となり、かつ、議会の過半数の信任を得ている議員がいないと判断した場合、その裁量により、クック諸島公報に掲載される通知により、議会を解散する。また、国王名代は、首相の助言があった場合、その裁量により、クック諸島公報に掲載される通知により、議会を解散することができる。

クック諸島の Arikis (酋長) 院は、とくに土地の権利や慣習等の伝統的事項に関し、議会に意見表明及び勧告を行うこと等を任務とする諮問機関である。立法権は有しない。Arikis (酋長) 院は、伝統的な首長としての称号を有する 14 名以下の Arikis (酋長) から構成される<sup>12</sup>。

## (3) 司法府

---

<sup>12</sup> 前掲『エピソードで読む 世界の国 243』244 頁。

クック諸島の司法府には、①高等法院 (High Court)、②控訴裁判所 (Court of Appeal)、③治安判事 (Justices of the Peace) がある。

高等法院には、民事部、刑事部、土地部が置かれる。高等法院は、土地に関わる事件を含む民事事件及び刑事事件に対する一般的な管轄権を有する。但し、土地部は、Mangaia 島、Mitiaro 島、Pukapuka 島の土地に関する管轄権又は権限を、原則として行使しないものとされている。高等法院の裁判官となるためには、①ニュージーランドの高等法院若しくはマオリ土地裁判所の裁判官であった、又は他のコモンウェルス諸国等の相当する職にあったこと、又は②クック諸島、ニュージーランド若しくは他のコモンウェルス諸国等のバリスター若しくはソリシターとしての 7 年以上の実務経験を有することが必要である。高等法院の首席裁判官は、首相により提出された行政評議会の助言に基づき、国王名代により任命される。高等法院のその他の裁判官は、高等法院の首席裁判官及び法務長官により提出された行政評議会の助言に基づき、国王名代により任命される。高等法院の裁判官の定年は、70 歳である。クック諸島に在住していないが、高等法院の裁判官となる要件を満たす者は、年齢を問わず、3 年以下の任期で任命され、また、任期を延長されることができる。

控訴裁判所は、高等法院の判決に対する上訴事件についての管轄権を有する。控訴裁判所の裁判官は、自己が関与した判決に対する上訴事件の審理に出廷することはできない。控訴裁判所の判決は終局的なものであり、ニュージーランドの高等法院又は控訴裁判所に上訴することはできない。但し、控訴裁判所又は国王の認可があれば、英国ロンドンの枢密院司法委員会に上訴することができる。

治安判事は、司法大臣により提出された行政委員会の助言に基づき、国王名代により任命される。治安判事による判決・決定等に対しては、高等法院に上訴することができる。

#### 4 人権

クック諸島憲法は、「第 4 A 部 基本的人権及び自由」において、3 か条の人権規定を置いている。人権保障に関する原則的規定、法の下での平等、刑事手続に関わる人権等が規定されているが、社会権や新しい人権等は規定されていない。

クック諸島憲法には、「公共の安全、秩序、道徳、一般福祉、安全保障」のために、法律により、基本的人権及び自由が制限されることが規定されている (64 条 2 項)。また、全ての法律は、その直接的な目的が、当局が公共の利益のためと考える行為を指示することであっても、公共の利益に反する行為を防止又は処罰することであっても、「救済的」なものとなされ、その法律の真の意図・精神に従って、その法律の目的の達成を最も確実にするように解釈されなければならないと規定されている (65 条 2 項)。

### III 民法

クック諸島における土地に関する伝統的な慣習によると、①土地所有者は、権利のある土地又はその付近に住み、建築、園芸、狩猟、採集等の活動にその土地を利用していった。②土地所有者の権利は、子孫集団の一員としての権利であった。この子孫集団が土地の主な権利を持ち、その構成員に権利を配分していた。③土地に関する決定は、家族、親族、部族の各レベルの年長者の問題であった。これらの年長者は、女性を含むすべてのメンバーの権利と必要性に配慮する責任があった<sup>13</sup>。

上記のような伝統的な慣習は、1915年にニュージーランド議会で制定された「クック諸島法」によって大きな影響を受けた。この法律は、先住民土地裁判所 (Native Land Court) が、先住民の慣習や使用法に従って慣習地の所有権を調査・決定し、その土地を「先住民の自由保有地」 (native freehold land) に転換する命令を下すことを認めた。これにより、慣習地の3分の2は、先住民の自由保有地に転換された<sup>14</sup>。

クック諸島の慣習的土地所有者は、1970年「土地法」に基づいて法人化することができる。この場合、高等法院に申請し、集団を代表して意思決定を行う権限を有する管理委員会を設立する必要がある。ニュージーランドと同様、土地所有者が法人化することは非常に少ないが、これは、行政や規制の複雑さに加え、クック諸島の土地所有者の90%近くが外国に居住していることを反映している<sup>15</sup>。

クック諸島及びニュージーランドでは、個々の慣習的土地所有者の登録簿の作成が試みられている。両国とも平等な相続制度を採用しており、親の土地を子が平等に相続する。この制度が、土地の細分化と相互所有の問題を生んでいる。小さな土地に何百、何千もの所有者が存在し、一人の人間が多数の小さな土地の所有権を持っている可能性がある。平等な相続制度は、土地に対する伝統的な慣習を破壊し、土地制度を実行不可能なものに変えてしまった。高度に細分化された土地所有権は、悪循環を生み出す。所有権の希薄化が進めば進むほど、所有権の統合を可能にするために人々が土地を処分するインセンティブが低下するからである。このような現象が起こる原因は、①所有権の価値が低下し、土地を処分するメリットが減少すること、及び②所有権の権利関係が複雑になり、所有権を統合するために所有者を集めるためのコストと労力がかかることにある。慣習的土地所有に平等な相続制度を適用する際に起こりうるもう一つの問題は、「不在地主」である。伝統的な慣習によると、他の場所に移住した者は、通常、その土地に対する権利を放棄していた。しかし、クック諸島の正式な土地登記簿では、すべての子が親の登記された土地を相続することになっている。そのため、土地の管理に関する決定が、居住者よりも不在地主の影響を強く受けることがある。クック諸島では、約90%の国民が外国に住んでいるため、これは特に懸念されるところである。平等な相続制度の結果、慣習地に住むクック諸島民の権利は、多数派である外国への移住者（不在地主）の意向に支配されている。慣習地の権

<sup>13</sup> 前掲「Making Land Work Volume Two」157頁。

<sup>14</sup> Commonwealth of Australia, 2008, 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.119. [https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW\\_VolumeOne\\_Bookmarked.pdf](https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW_VolumeOne_Bookmarked.pdf)

<sup>15</sup> 前掲「Making Land Work Volume One」23頁。

利は、クック諸島に行ったことも無い外国生まれのクック諸島人にまで及んでいる<sup>16</sup>。

クック諸島では、慣習的土地は、「先住民の自由保有地」(native freehold land)に転換することができる。しかし、先住民の自由保有地は、国以外に対して譲渡することができず、抵当権も設定できないため、民間の自由保有地のような特性はない<sup>17</sup>。クック諸島では、慣習的土地のリースは可能であるが、慣習的土地所有者が適切な意思決定をしていることを確認するために、リース契約(多くの場合、最長 60 年)<sup>18</sup>について土地裁判所の承認が必要とされる<sup>19</sup>。

#### IV 会社法

クック諸島の法人には、内国法人、国際法人、外国法人、有限責任会社等がある。(i) 内国法人(domestic companies)とは、クック諸島国内で設立された法人であり、「Companies Act」により規律される。(ii) 国際法人(international companies)とは、オフショア制度で用いられる法人であり、「International Companies Act」により規律される。最低資本金の制限は無く、無額面株式、無記名株式、金庫株が認められる。一人会社でもよい。取締役は 1 名で足り、個人でも法人でもよく、クック諸島の居住者でなくてもよい。株主総会及び取締役会の開催場所の制限は無い。株主の合意があれば、監査役を選任する必要は無い。会計帳簿は、国外に保存することもでき、登録機関に提出する必要も無い。クック諸島で国際法人を設立する場合、名称の末尾に、「Corporation」、「Incorporated」、「Company」、「Limited」、「Berhad」、「Public Limited Company」、「Societe Anonyme」、「Naamloze Vennootschap」、「Besloten Vennootschap」、「Aktiengesellschaft」又はこれらの略語を付しなければならない<sup>20</sup>。(iii) 外国法人(foreign companies)とは、国外で設立された法人であり、「International Companies Act」により外国法人として登録されたものをいう。(iv) 有限責任会社(limited liability companies, LLC)とは、米国の LLC にならい、伝統的な会社とパートナーシップに代わるものとして、国際金融、投資、貿易等に用いられる会社であり、「Limited Liability Companies Act」により規律される。LLC は、クック諸島では課税されず、株主及び取締役の氏名を登録機関に届け出る必要は無い。会計帳簿は、国外に保存することもでき、登録機関に提出する必要も無い。クック諸島では、国際法人、外国法人、有限責任会社は法人所得税を課税されず、また、それらの株主の受取配当にも課税されない<sup>21</sup>。

<sup>16</sup> 前掲「Making Land Work Volume One」24～25 頁。

<sup>17</sup> 前掲「Making Land Work Volume One」42 頁。

<sup>18</sup> 前掲「Making Land Work Volume Two」166 頁。

<sup>19</sup> 前掲「Making Land Work Volume One」51 頁。

<sup>20</sup> <https://www.systemday.com/cook-islands-company-law/>

<sup>21</sup> 本庄資著『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』(日本租税研究協会、2013 年) 250～251 頁。

クック諸島は、従前より、オフショア信託が発展してきたことで知られている。クック諸島におけるオフショア信託は、コモンローを修正した「国際信託法」により規律される。「国際信託法」に基づき登録したオフショア信託は、クック諸島では課税されず、申告・報告・記録提出の義務も無い<sup>22</sup>。クック諸島におけるオフショア信託のメリットとしては、①信託の設定者も受益者になることができること、②クック諸島の裁判所は、外国の裁判所の判決の執行を認めないこと、③クック諸島の裁判所に提訴する場合でも、2年の訴訟時効の制度があること、④世界をリードする判例法の長い歴史があること、⑤税制上の優遇措置を受けられる場合があること等が挙げられる<sup>23</sup>。

## V 民事訴訟法

高等法院には、民事事件の第一審の一般的管轄権があるほか、治安判事の判決等に対する上訴審の管轄権がある。1名の治安判事が管轄権を有する民事事件としては、訴額が1,500ドル以下の、債務、損害賠償、動産の回収を請求する訴訟がある。3名の治安判事が管轄権を有する民事事件としては、訴額が1,500ドル以上3,000ドル以下の、債務、損害賠償、動産の回収を請求する訴訟がある<sup>24</sup>。

クック諸島において、慣習的土地に関する紛争は、高等法院の土地部が管轄する<sup>25</sup>。

クック諸島の裁判所は、外国の裁判所の判決の執行を認めない。このことが、クック諸島におけるオフショア信託の発展に寄与してきたといわれている。

クック諸島の法曹資格が認められるためには、ニュージーランド法で法曹資格が認められ、又は法律試験に合格する必要がある<sup>26</sup>。

## VI 刑事法

クック諸島の1969年犯罪法の特徴的な点を挙げると、例えば、以下のものがある。

- ①近親相姦を行った者は、10年以下の拘禁刑を科される可能性がある（143条）。
- ②自分の妻でない21歳未満の少女で、連れ子、養女、被後見人等と性交を行い又は行おうとした者は、7年以下の拘禁刑を科される可能性がある。少女が同意していたことは、抗弁とはならない（144条）。
- ③獣姦を行った者は、7年以下の拘禁刑を科される可能性がある（156条）。
- ④妖術、魔術、魔法、呪術を行使又は使用するふりをし、又は占いを請け負った者は、6か

---

<sup>22</sup> 本庄・前掲書 253 頁。

<sup>23</sup>

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=b53a0a84-dcf0-4dc1-85de-4e5cfc53ffe1>

<sup>24</sup> <http://www.paclii.org/ck/courts.html>

<sup>25</sup> 前掲「Making Land Work Volume One」57 頁。

<sup>26</sup> 永田・前掲書 102 頁。



月以下の拘禁刑を科される可能性がある（165条）。

また、クック諸島の1969年犯罪法は、男性同士で淫らな行為を行った者に対し、5年以下の拘禁刑を科するものとし、当該行為の場所を提供した者に対し、10年以下の拘禁刑を科するものとしていた<sup>27</sup>。これは、かつての英国のキリスト教宣教師らの保守的価値観に基づくものであった。しかし、2023年6月1日から施行される改正犯罪法により、同性愛行為は非犯罪化された<sup>28</sup>。

クック諸島における刑事裁判は、三審制を採っている。1名の治安判事が管轄権を有する刑事事件としては、法定刑が罰金刑のみとされている事件、被告人が答弁取引を行った事件等がある。ほかに、3名の治安判事が管轄権を有するとされる刑事事件もある<sup>29</sup>。高等法院は、同法院に起訴された第一審と、治安判事の判決等に対する上訴審を管轄する。

## Ⅶ おわりに

自然豊かなクック諸島は、観光地として極めて魅力的な国である。クック諸島のラロトンガ島は、大島渚監督の映画「戦場のメリークリスマス」のロケ地であった。また、日本とクック諸島は、水産物の貿易取引等により結びつきが強い。また、クック諸島は、軍事的・戦略的に太平洋における重要な位置を占めている。さらに、英語を公用語とし、民主主義の下で、政治は比較的安定している。このようなことから、クック諸島は、今後も、日本企業にとって重要な貿易・投資相手国の一つであり続けるであろう。引き続き、クック諸島の法制度の動向について注目していきたい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.51 No.5』（国際商事法研究所、2023年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第15回 クック諸島」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

<sup>27</sup> ちなみに、他の太平洋島嶼国（キリバス、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル）でも、同性愛行為が犯罪とされている。

<sup>28</sup> <https://www.jiji.com/jc/article?k=2023042200114&g=int>

<sup>29</sup> <http://www.pacii.org/ck/courts.html>